

法人後見事業を紹介！

法人後見事業ってなあに？

社協が認知症や精神障害、知的障害等により意思決定が困難な人の後見人（保佐、補助を含む）になり、その人の財産管理やサービス利用手続きを行うなど、個人の権利を守る事業です。
※後見人は医療同意を含む身元保証は行えません。

どんな人が利用できるの？

渋川市内在住で、福祉サービスの手続きや日常的な金銭管理等が必要な人で、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 市長申立てをする人で他に適切な後見人等が得られない人
- (2) 日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した人のうち、他に適切な後見人等が得られない人
- (3) 経済的な理由から他に適切な成年後見人等が得られない人
- (4) 虐待による深刻な権利侵害を受けている人

社協の実績（3月1日現在）
◎受任件数……3件

【問合せ先】

在宅支援課権利擁護グループ（☎ 26 - 3928）

子育てサロン すくすく広場

《日時》令和7年3月29日（土）

受付10:30 入場10:45 開演11:00

《場所》赤城公民館ホール

渋川市赤城町敷島568-1

《内容》劇団『風の子』による演劇
“とんからり”

★当日自由参加ですが人数把握と変更時の連絡のため**事前申込をお願いします。**

【申込及び問合せ先】

地域福祉課 赤城支所

☎56-2829



介護予防おうえんポイント

ボランティア募集!!

介護予防おうえんポイントって??

ご自身の介護予防・健康増進・生きがいの一助としながら、地域の支え手として活躍するボランティア活動支援事業です。

- 市が主催・共催する活動
- 老人福祉施設での活動を行うと・・・



貯まったポイントは年度末に現金又は渋ペイに**交換**できます
※年6,000円上限

介護予防おうえんポイント事業のボランティア登録が必須です。
次の要件を全て満たす人が登録できます。

- 渋川市在住の40歳以上の人
- 介護保険の要介護認定等を受けていない人
- 介護サービスを利用していない人
- 市税の滞納がない人

渋川市社協本所の窓口にて随時、登録を受付けています。興味を持たれた人はお気軽に問合せください。

【問合せ先】在宅支援課 ☎25-0500